

東京電力福島第一・第二原子力発電所の事故により生じた損害に関する 損害賠償の合意について(追加分)

👉 東京電力株式会社から賠償の申し出があったため、合意する。

1 経緯

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社（以下、「東京電力」という。）福島第一・第二原子力発電所の事故は、広範囲に及ぶ放射性物質の拡散をもたらし、本区も空間放射線量検査の実施や区施設の除染などを余儀なくされた。

この件で発生した損害については、原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会が、賠償の範囲や算定方法を明確化した指針を策定し、これを踏まえ、原子力事業者である東京電力が賠償を行うこととされたため、本区が支出した経費についても、東京電力からの賠償の申し出に基づいて合意した。

【参考】賠償額（平成27年度） 4,124,576円

空間放射線量検査に関する機器等購入費	1,651,965円
空間放射線量検査を実施したことによって発生した超過勤務手当分人件費	2,472,611円

2 追加賠償

この度、東京電力から、賠償可否判断の見直しを実施した結果、賠償の対象外とされていた項目（消耗品等）について対象となる旨の申し出があったため、これに合意するものである。

空間放射線量検査に関する機器等購入費 133,082円（合意予定額）

3 今後のスケジュール

令和7年2月下旬 東京電力に合意書を提出
〃 年3月 賠償金の受領